市第 128 号議案

横浜市港湾施設条例の一部改正

横浜市港湾施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。 令和4年2月9日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例(番号)

横浜市港湾施設条例の一部を改正する条例

横浜市港湾施設条例(平成30年10月横浜市条例第52号)の一部を 次のように改正する。

目次中「港湾運営会社」を「港湾運営会社等」に改める。

第4条第3項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 感染症の予防又は感染の拡大の防止をする必要があるとき。 第14条の見出し中「港湾緑地」を「港湾環境整備施設」に改め、 同条第1項中「市長が告示する港湾緑地(法第2条第5項第9号の 3に規定する緑地をいう」を「港湾環境整備施設(市長が告示する ものに限る」に、「当該港湾緑地」を「当該港湾環境整備施設」に 、「、及び」を「、又は」に改め、同条第2項中「及び」を「若し くは」に、「当該港湾緑地」を「当該港湾環境整備施設」に改める

第16条第1項中「第8条の」の次に「承認を受けて設けられた」を、「第14条第1項の」の次に「許可を受けて設置された」を加える。

第18条に次の1項を加える。

4 第4条第1項の規定により岸壁の使用の許可(規則で定める旅

客船に係るものに限る。)を受けた者が併せて旅客受入設備を使用する場合は、第1項の使用料のほか、入港時及び出港時におけるそれぞれの旅客の数に700円(日本籍船にあっては200円)を乗じて得た額を合計した額の使用料を納付しなければならない。第6章の章名中「港湾運営会社」を「港湾運営会社等」に改める

第30条第2項中「第29条」を「前条」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定は、市長が告示する港湾施設を特定外貿埠頭の管理運営に関する法律(昭和56年法律第28号)第3条第1項の規定に基づき国土交通大臣が指定した法人(以下「指定会社」という。)に貸し付ける場合について準用する。この場合において、第1項中「法第43条の11第1項に規定する埠頭群を構成する港湾施設」とあるのは「港湾施設」と、「法第55条第4項の規定により港湾運営会社(法第43条の11第12項に規定する港湾運営会社をいう。以下同じ。)」とあるのは「地方自治法第238条の4第2項第1号の規定により指定会社」と、前項中「港湾運営会社」とあるのは「指定会社」と読み替えるものとする。

第31条第1項中「前条第1項」の次に「(同条第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

第32条中「第30条第1項」の次に「(同条第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

第35条第2項第3号中「港湾緑地」を「港湾環境整備施設」に改める。

別表第1第1号アの表中

Γ

内国航路定期客船	係留1回につき12時間まで ごとに総トン数1トンまで ごとに	6 円70銭
小型油槽船(小型油 槽船係留施設に係留 する場合に限る。)	係留1回につき24時間まで ごとに総トン数1トンまで ごとに	3円
	1回の係留時間が12時間までの場合は、総トン数1トンまでごとに	10円 5 銭
その他の船舶	1回の係留時間が12時間を 超える場合	係留12時間までの使用 料に超過時間12時間ま でごとに総トン数1ト ンまでごとに6円70銭 を加算した額

を

Γ

内国航路定期客船	係留1回につき12時間まで ごとに総トン数1トンごと に		6円70銭
小型油槽船(小型油 槽船係留施設に係留 する場合に限る。)	係留1回につき24時間まで ごとに総トン数1トンごと に		3円
総トン数500トン未満 のプレジャーボート (プレジャーボート	150/18/201	全長12メー トル未満	4,000円
の係留施設として市 長が告示する岸壁に 係留する場合に限る 。)	1回の使用につき	全長12メー トル以上	8,000円
専用使用に供する係 留施設として市長が 告示する岸壁(引き			

船に係るものを除く 。)を専用使用の使	総トン数1トンごとに1月	502円
用許可を受けて使用		
する船舶		
	1回の係留時間が12時間までの場合は、総トン数1トンごとに	10円 5 銭
その他の船舶	1回の係留時間が12時間を 超える場合	係留12時間までの使用 料に超過時間12時間ま でごとに総トン数1ト ンごとに6円70銭を加 算した額

に、「係留施設として」を「引き船の係留施設として」に改め、同 号ア(ア)備考に次のように加える。

- 3 「プレジャーボート」とは、海洋において行うスポーツ又 はレクリエーションの用に供する船舶(これらを業として行 う者が運航するものを除く。)をいう。
- 4 「1回の使用」とは、午前零時からその日の午後12時までの間において離岸せず連続して係留することをいい、当該係留が当該係留を開始した日の午後12時を経過する場合は、当該日及びその翌日以後の各日の係留をそれぞれ「1回の使用」とする。

別表第1第1号ア(4)の表中

Γ	•	
Γ	•	
ı		

区 分	単位	使 用 料
	1回の係留時間が2時間までの場合は、総トン数1ト	11円15銭

船舶(主として京浜港内で活動す	ンまでごとに	
るはしけ、引き船その他の市長が		
港湾の管理及び運営に必要と認め	1回の係留時間が2時間を	
る船舶を除く。)	超える場合は、係留24時間	12∏ 40€₽
	までごとに総トン数1トン	13円40銭
	までごとに	

を

Γ

区	分	単 位	使,	用料
船舶(主とし	総トン数500トン 未満のプレジャー ボート(プレジャ ーボートの係留施	1回の体型にのな	全長12メ ートル未 満	4, 000円
て京浜港内で 活動するはし け、引き船そ の他の市長が	設として市長が告 示する物揚場に係 留する場合に限る 。)	1回の使用につき	全長12メ ートル以 上	8,000円
港湾の管理及 び運営に必要 と認める船舶		1回の係留時間が2時間までの場合は、総トン数1トンごとに		11円15銭
を除く。)	その他の船舶	1回の係留時間が2時間を 超える場合は、係留24時間 までごとに総トン数1トン ごとに		13円40銭

に改め、同表備考を同表備考1とし、同表備考に次のように加える。

2 「プレジャーボート」及び「1回の使用」の意義は、(ア)の 表備考3及び4に定めるところによる。 別表第1第3号中工をオとし、同号ウ中「及びイ」を「からウまで」に改め、同号ウを同号工とし、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 使用料の額を算出する基礎となる船舶の総トン数に1トン 未満の端数がある場合の計算は、その端数のトン数を切り捨 てて行うものとする。

別表第4第1号アの表中「1トンまでごと」を「1トンごと」に 改め、同号イ(7)の表中

Γ		
	1平方メートルにつき 1月	3,000円
		, 1

を

1 平方メートルにつき 1月

に改め、同号ウ(ア)中表の部分を次のように改める。

区分		単位		利用料金		
			里 业	_	大 人	子供
		横浜みなと博物館			500円	200円
		帆船日本丸	1人1回に	つ	400円	200円
		資料閲覧室のみを利用する場 合	き			100円
		保管され、又は展示されてい る資料等について、学術研究 等のため、撮影、模写等をす る場合	1 点につき _日	: 1		2,000円

	展示施設	特別展示 室(不特 定多数の 者が参加 する催物	入場料その他これに類するものを当該催物等に参加する者から 徴収する場合	- 1日につき	42,000円
	9 つ催物 等に利用 する場合 に限る。	入場料その他これに類するものを当該催物等に参加する者から徴収しない場合		10,500円	
			(特定の者が参加 利用する場合に限	1時間までごとに	6, 600円
緑地		第1会議	昼間		3, 200円
	4	室	夜間		3,800円
		第2会議室	昼間		1,500円
			夜間		1,800円
	研修施	第3会議	昼間	1 時間までご	2,700円
	設	室	夜間	とに	3, 200円
		小会議室	昼間		1,700円
		小云磯主	夜間		2, 000円
		プレゼン テーショ	昼間		7, 100円
		ンルーム	夜間		8, 600円
	多目的室		昼間	1 時間までご	1,700円
	除く。)	する場合を	夜間	とに	2, 000円
	多目的室 限る。)	(事務所とし	て利用する場合に		3,000円
	店舗			1平方メート	3, 160円

	タワー棟	ルにつき1月	3, 300円
	多目的スペース		1,500円
	乗合自動車	1台1回につ	2,000円
緑地附 帯駐車		き1時間までごとに	500円
場	乗合自動車以外の四輪自動車	1台につき1 月	30,000円

別表第4第1号ウ(ア)の表備考2中「常設展示室、特別展示室又は 資料閲覧室」を「横浜みなと博物館又は帆船日本丸」に改め、同表 備考3中「常設展示室、特別展示室及び資料閲覧室」を「横浜みな と博物館」に改め、別表第4第2号の表中

Γ

	入場料そ の他に類か も が を 事 、 集会等に	別表第3大さん橋の項 、臨港パーク関連施設 の項、日本丸メモリア ルパークの項及び八景 島の項に掲げる港湾施 設		60 円
催事又は 集会の開 催その他	参加する 者から徴 収する場 合	別表第3横浜港シンボ ルタワーの項及び海づ り関連施設の項に掲げ る港湾施設	1平方メートルにつ	20 円
催せの他 これに類 する行為	入のに を が を なの を を を を の の の の の の の の の の の の の	別表第3大さん橋の項 、臨港パーク関連施設 の項、日本丸メモリア ルパークの項及び八景 島の項に掲げる港湾施 設	き1日	15 円
	参加する 者から徴 収しない 場合	別表第3横浜港シンボ ルタワーの項及び海づ り関連施設の項に掲げ る港湾施設		10 円

 \rfloor

を

Γ

	ī			
催事又は	入 場 料 に 類 を も 該 催 会 等 に	別表第3大さん橋の項 、臨港パーク関連施設 の項、日本丸メモリア ルパークの項及び八景 島の項に掲げる港湾施 設		60 円
集会(主 として飲 食物の提 供をする 場合を除	参加する 者から徴 収する場 合	別表第3横浜港シンボ ルタワーの項及び海づ り関連施設の項に掲げ る港湾施設		20 円
場合 く。) 開催その 他これ 行 為	入のに類のでは を事い を事い を事い	別表第3大さん橋の項 、臨港パーク関連施設 の項、日本丸メモリア ルパークの項及び八景 島の項に掲げる港湾施 設	1 平方メートルにつ	15 円
	参加する 者から徴 収しない 場合	別表第3横浜港シンボ ルタワーの項及び海づ り関連施設の項に掲げ る港湾施設	き1日	10 円
催集と食供場る開他類為は主飲提る限ののに行	別表第3日本丸メモリアルパークの 項に掲げる港湾施設			160 円

に改め、別表第4第3号中工をオとし、同号ウ中「及びイ」を「からウまで」に改め、同号ウを同号工とし、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 利用料金の額を算出する基礎となる船舶の総トン数に1トン未満の端数がある場合の計算は、その端数のトン数を切り 捨てて行うものとする。

別表第6第1号の表以外の部分中「貸付料」を「港湾運営会社に貸し付ける場合の貸付料」に改め、同号の表係留施設の項を削り、別表第6中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2)	指定会社に貸し	付ける場合の貸付料
(4)		

区	分	単 位	貸付料
係留施設	岸壁(自動車ターミナル用地と一体として使用するものに限る。)	1月につき	3, 390, 000円
荷さばき施設	自動車ターミナル用 地	1平方メートルにつき 1月	70円

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第18条に1項を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市港湾施設条例別表第4第1号イ (ア)及びウ(ア)の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用 料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、 なお従前の例による。

提案理由

港湾施設の使用許可の要件として感染症に関する事項を明示するとともに、港湾環境整備施設における施設の設置又は管理の許可に係る規定及び自動車ターミナル用地等の貸付けに係る規定を整備する等のため、横浜市港湾施設条例の一部を改正したいので提案する

参考

横浜市港湾施設条例(抜粋)

(上段 改正案) 下段 現 行)

目次

(第1章から第5章まで省略)

第6章 港湾運営会社等への貸付け(第30条一第33条)港湾運営会社

(第7章、第8章及び附則省略)

(使用許可)

第4条 (第1項及び第2項省略)

3 市長は、港湾施設の使用が次のいずれかに該当する場合は、第 1項の許可をしないものとする。

(第1号から第3号まで省略)

- (4) <u>感染症の予防又は感染の拡大の防止をする必要があるとき。</u>
- (本文省略)

(港湾環境整備施設における設置等許可) 港湾緑地

- 第14条 市以外の者が、 港湾環境整備施設(市長が告示するものに 市長が告示する港湾緑地(法第2条第5項 限る 第9号の3に規定する緑地をいう。以下この条及び第35条第2項 第3号において同じ。)に、 当該港湾環境整備施設の機能の増進 に資する施設を設置し、又は管理しようとする場合は、市長の許 可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更しようと する場合も、同様とする。
- 2 市長は、前項の施設が、市が自ら設置し、<u>若しくは</u>管理することが不適当若しくは困難な場合又は市以外の者が設置し、<u>若しく及び</u>及び は管理することで<u>当該港湾環境整備施設</u>の機能の効率的な増進に 資すると認められる場合に、同項の許可をすることができる。

(第3項省略)

(占用許可)

第16条 港湾施設に工作物その他の物件又は施設(第8条の<u>承認を受けて設けられた</u>工作物その他の設備及び第14条第1項の<u>許可を受けて設置された</u>施設を除く。)を設置することにより、当該港湾施設を占用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更しようとする場合も、同様とする。

(第2項省略)

(使用料等)

第18条 (第1項から第3項まで省略)

4 第4条第1項の規定により岸壁の使用の許可(規則で定める旅客船に係るものに限る。)を受けた者が併せて旅客受入設備を使用する場合は、第1項の使用料のほか、入港時及び出港時におけるそれぞれの旅客の数に 700 円(日本籍船にあっては 200 円)を乗じて得た額を合計した額の使用料を納付しなければならない。

第6章 港湾運営会社等への貸付け

(貸付け)

第30条 (第1項省略)

- 2 前項の規定により貸し付けられる港湾施設の使用に関し必要な事項については、同項及び次条から第33条までに定めるもののほか、港湾運営会社と締結する当該港湾施設に係る貸付契約において定めるものとし、第5条から第10条まで及び第26条から 第29条までの規定は、適用しない。
- 3 前2項の規定は、市長が告示する港湾施設を特定外貿埠頭の管

理運営に関する法律(昭和56年法律第28号)第3条第1項の規定 に基づき国土交通大臣が指定した法人(以下「指定会社」という 。)に貸し付ける場合について準用する。この場合において、第 1項中「法第43条の11第1項に規定する埠頭群を構成する港湾施設」とあるのは「港湾施設」と、「法第55条第4項の規定により 港湾運営会社(法第43条の11第12項に規定する港湾運営会社をい う。以下同じ。)」とあるのは「地方自治法第238条の4第2項 第1号の規定により指定会社」と、前項中「港湾運営会社」とあ るのは「指定会社」と読み替えるものとする。

(貸付期間)

第31条 前条第1項 (同条第3項において準用する場合を含む。) の規定による貸付けの期間は、10年以内とする。

(第2項省略)

(貸付料)

第32条 第30条第1項 (同条第3項において準用する場合を含む。) の規定により、港湾施設の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。) は、別表第6に定める額の貸付料を支払わなければならない。ただし、市長は、横浜港の国際競争力を強化するために特に必要があると認める場合は、同表に定める額に2分の1を乗じて得た額を下限の額として同表に定める額の範囲内で規則で定める額に当該貸付料を減額することができる。

第35条 (第1項省略)

- 2 次のいずれかに該当する者は、10,000 円以下の過料に処する。(第1号及び第2号省略)
 - ③ 第14条第1項の許可を受けないで港湾環境整備施設に施設を港湾緑地

設置し、又は管理した者

(第4号から第7号まで省略)

別表第 1 (第 4 条 第 1 項 、 第 12 条 、 第 18 条 第 1 項 、 第 35 条 第 2 項 第 2 号)

(1) 第4条第1項の許可に係る使用料

ア係留施設

(ア) 岸壁

, ,	F 型		
	区 分	単位	使用料
	内国航路定期客船	係留1回につき12時間まで ごとに総トン数1トン <u>ごと</u> まで <u>ごと</u> に	6 円70銭
	小型油槽船(小型油 槽船係留施設に係留 する場合に限る。)	係留1回につき24時間まで ごとに総トン数1トン <u>ごと</u> まで こと	3円
船舶(主 として京 浜港内で	総トン数500トン未満 のプレジャーボート (プレジャーボート の係留施設として市	1 回の使用につき	<u>全長12メー</u> <u>トル未満</u>
活動するはいのでは、引き船の他のでは、の管理及	長が告示する岸壁に 係留する場合に限る。)		全長12メー トル以上 8,000円
び運営に 必要と認 める船舶 を除く。)	専用使用に供する係 留施設として市長が 告示する岸壁(引き 船に係るものを除く	総トン数1トンごとに1月	<u>502円</u>

	。)を専用使用の使		
	用許可を受けて使用		
	<u>する船舶</u>		
		1回の係留時間が12時間ま での場合は、総トン数1ト ン <u>ごと</u> までごと	10円 5 銭
	その他の船舶	1回の係留時間が12時間を 超える場合	係留12時間までの使用 料に超過時間12時間ま でごとに総トン数1ト ンごと までごと を加算した額
	(省 略)	
市長が告示	き船の係留施設として 留施設として する岸壁又は引き船係 留する場合に限る。)	1隻につき1月	72,000円

(備考)

(1及び2省略)

- 3 「プレジャーボート」とは、海洋において行うスポーツ又 はレクリエーションの用に供する船舶(これらを業として行 う者が運航するものを除く。)をいう。
- 4 「1回の使用」とは、午前零時からその日の午後12時までの間において離岸せず連続して係留することをいい、当該係留が当該係留を開始した日の午後12時を経過する場合は、当該日及びその翌日以後の各日の係留をそれぞれ「1回の使用」とする。
 - (4) 物揚場

区 分		単 位	使用	料料
	総トン数500トン <u>未満のプレジャー</u> ボート(プレジャ ーボートの係留施	1回の使用につき	全長12メートル未満	4,000円
船舶(主として京浜港内で活動するはしけ、引き船その他の市長が港湾の管理及び	設として市長が告 示する物揚場に係 留する場合に限る 。)		全長12メートル以上	<u>8,000円</u>
び運営に必要と認める船舶を除く。)		1回の係留時間が2時間ま での場合は、総トン数1ト ン <u>ごと</u> に までごと		11円15銭
	その他の船舶	1回の係留時間が2時間を 超える場合は、係留24時間 までごとに総トン数1トン <u>ごと</u> までごと		13円40銭
	'	(省 略)		

(備考)

- ______(本文省略)
- 2 「プレジャーボート」及び「1回の使用」の意義は、(7) の 表備考3及び4に定めるところによる。

(イからクまで及び第2号省略)

(3) 使用料の端数計算等

(ア省略)

<u>イ</u> 使用料の額を算出する基礎となる船舶の総トン数に1トン

未満の端数がある場合の計算は、その端数のトン数を切り捨 てて行うものとする。

<u>ウ</u> (本文省略)

工 アからウまでの計算により1件又は1口500円未満の場合 及びイ の使用料の額は、500円とする。ただし、第1号エの表に定める港湾環境整備施設の緑地附帯駐車場の使用料については、この限りでない。

才 (本文省略)

別表第4 (第4条第1項、第7条第3号、第12条、第24条第2項、 第35条第2項第2号)

(1) 第4条第1項の許可に係る利用料金

ア係留施設

区分	単 位	利用料金
(省 略)	
その他の船舶(主として京浜港内で	1回の係留時間が12時 間までの場合は、総ト ン数 <u>1トンごと</u> 1トンまでごと	10円 5 銭
活動するはしけ、引き船その他の市 長が港湾の管理及び運営に必要と認 める船舶を除く。)	1回の係留時間が12時 間を超える場合	係留12時間までの利用 料金に超過時間12時間 までごとに総トン数 1 トンごと トンまでごと 銭を加算した額

イ 旅客施設

(ア) 大さん橋国際客船ターミナル

	利用料金

	区分	単 位	平日	日曜日、 土曜日及 び休日
旅客施		(省略)		
設	事務室又は店舗(自動販売 機の設置場所を含む。)	1平方メートルにつき 1月		<u>5,000円</u> 3,000円
	(省略)		

(備考及び(4)省略)

ウ 港湾環境整備施設

(ア) 日本丸メモリアルパーク

	区分		単	位	利用	料金
	区 ガ		里	11/4	大 人	子供
	横浜みなと	博物館			500円	200円
	帆船日本丸			回につ	400円	200円
	資料閲覧室合	のみを利用する場	き			100円
	る資料等に	又は展示されてい ついて、学術研究 撮影、模写等をす	1 点に 日	つき1		2,000円
展示施	特別展示 室(不特 定多数の 者が参加	入場料その他こ れに類するもの を当該催物等に 参加する者から 徴収する場合				42,000円
	する催物 等に利用 する場合 に限る。)	入場料その他こ れに類するもの を当該催物等に 参加する者から 徴収しない場合	- 1日に	·ソざ 		10, 500円

			(特定の者が参加 利用する場合に限	1時間までごとに	6, 600円
A7 101.		第1会議	昼間		3, 200円
緑地		室	夜間		3,800円
		第2会議	昼間		1,500円
		室	夜間		1,800円
	研修施	第3会議	昼間	1時間までご	2,700円
	設	室	夜間	とに	3, 200円
		小会議室 プレゼン テーショ ンルーム	昼間		1,700円
			夜間		2,000円
			昼間		7, 100円
			夜間		8,600円
		(事務所と 昼間		1時間までご	1,700円
	除く。)	する場合を	夜間	とに	2,000円
	多目的室 限る。)	(事務所とし	て利用する場合に		3,000円
	店舗				3, 160円
	タワー棟			ルにつき1月	3,300円
	多目的ス	ペース			1,500円
	乗合自動	車		1台1回につ き1時間まで	2,000円
緑地附帯駐車					500円
場	乗合自動	車以外の四輪	自動車	1台につき1 月	30,000円

		E /\		774 /1-	利用料	利用料金		
		区 分		単位	大 人	子供		
		常設展示室、特別展示 室及び資料閲覧室を利 用する場合		1人1回につき	600円	300円		
		資料閲覧室 する場合	のみを利用			100円		
		保管され、 れている資 て、学術研 、撮影、模 場合	料等につい 究等のため	1点につき1日		2, 000円		
	展示施設	特別展示室を会合	入のにも該催参者収合料にすを合等すらる料にする当、にる徴場			42,000円		
緑地		、催物等に利用する場合	入のにも該催参者収場とすを合等すらないる当、にる徴い	1日につき		10, 500円		
		第1会議	昼間			2,000円		
		室	夜間			2, 400円		

	研修施	第2会議 室又は小	昼間	1時間までごと	1,000円
	設	ETL	夜間	に	1, 200円
		第3会議	昼間		1,500円
		室	夜間		1,800円
	店舗			1平方メートル	3, 160円
	タワー棟			につき1月	2, 700円
緑地附 帯駐車 場	乗合自動車			1台1回につき 1時間までごと に	1,000円

(備考)

(1省略)

- 2 小学校に就学するまでの者が<u>横浜みなと博物館又は帆船日常設展示室、特別展示室又は本丸</u>資料閲覧室を利用する場合(特別展示室を会合、催物等に利用する場合を除く。)の利用料金は、無料とする。
- 3 特別の企画による展示を行っている期間中に<u>横浜みなと博</u>常設展示室、 物館 特別展示室及び資料閲覧室 ・この表に定める額に 200 円を加算した額とする。

(4、5及び(1)から(1)まで省略)

② 第12条の許可に係る利用料金

	区	分		単	位	利用料金
		(省 略)			
催事又は 集会 <u>(主</u>	入場料そ の他これ に類する ものを事、 該催事、 集会等に	別表第3大さん橋の項 、臨港パーク関連施設 の項、日本丸メモリア ルパークの項及び八景 島の項に掲げる港湾施 設				60円

1 1 2 2 42	l]	
として飲	参加する	別表第3横浜港シンボ		
食物の提	者から徴	ルタワーの項及び海づ		20円
	収する場	り関連施設の項に掲げ		
供をする	合	る港湾施設		
場合を除	入場料そ	別表第3大さん橋の項		
	の他これ	、臨港パーク関連施設		
<u><.)</u>	に類する	の項、日本丸メモリア		15円
開催その	ものを当	ルパークの項及び八景		19
他これに	該催事、	島の項に掲げる港湾施		
類する行	集会等に	設		
為	参加する	別表第3横浜港シンボ		
Sing	者から徴	ルタワーの項及び海づ	4 75 to 1 1 1 1 2 2 2	
	収しない	り関連施設の項に掲げ	1平方メートルにつ	10円
	場合	る港湾施設	き1日	
催事又は				
集会(主				
として飲				
食物の提				
供をする				
	別表第3日	本丸メモリアルパークの		_
場合に限	 項に掲げるネ	共 濟協設		160円
<u>る。)の</u>	<u>たいいかりる</u>	<u> 西马地</u> 取		
開催その				
他これに				
類する行				
<u>為</u>				

③ 利用料金の端数計算等

(ア省略)

市第 128 号

捨てて行うものとする。

ウイ (本文省略)

エウ アからウまでの計算により1件又は1口500円未満の場合の利用料金の額は、500円とする。ただし、第1号イ(ア)の表に定める大さん橋国際客船ターミナルの第1ホール又は第2ホール及び旅客施設附帯駐車場、同号ウ(ア)の表に定める日本丸メモリアルパークの展示施設、同号ウ(イ)及び(ウ)に定める臨港パーク及び横浜港シンボルタワー並びに同号ウ(エ)に定める海づり関連施設の利用料金については、この限りでない。

才 (本文省略)

別表第6 (第32条)

(1) 港湾運営会社に貸し付ける場合の貸付料貸付料

X	分			単	位	貸	付 料
 係留施設	 岸壁		1月に	つき			3, 390, 000円
		(省	略)		

(2) 指定会社に貸し付ける場合の貸付料

区	分	単 位	貸付料
係留施設	岸壁(自動車ターミナル用地と一体として使用するものに限る。)	1月につき	3, 390, 000円
荷さばき施設	自動車ターミナル用地	1平方メートルにつき 1月	70円

(3) (x) (本文省略)